

# あなたが未来に贈るもの

遺産を難民支援へ役立てたいとお考えの方へ

# UNHCR

United Nations High Commissioner for Refugees

国連難民高等弁務官事務所



特定非営利活動法人

日本UNHCR協会

## 難民とUNHCR

世界には、家、仕事、学校、土地、財産、すべてを捨てて、命からがら他国に逃げ出さざるを得なかった人たちがいます。その中には、家族と生き別れになったり、親兄弟が殺されたりした子どもたちも数多くいます。

このような生と死に直面する悲惨な状況に置かれた人たちをそのままにしておいてはいけないと、昔から大勢の人たちが援助活動を行ってきました。その中に、ノルウェーの探検家で政治家だったフリチョフ・ナンセンという人がいます。第一次世界大戦によって数百万人という人たちが難民となり、その解決のために、国際連盟の指名を受けて、ナンセンが初代の難民高等弁務官になったのです。

その後、第二次世界大戦が起こり、自国から逃げ出す人たちが相次ぎました。そのため、「難民条約」が国際連合の総会で決議され、ナンセン時代の経験を活かし、1951年に国連の機関としてUNHCR（国連難民高等弁務官事務所 Office of the United Nations High Commissioner for Refugees）が活動を開始しました。その活動は、各国からの任意の拠出金や民間からのご寄附によって支えられています。

UNHCR/1915



初代難民高等弁務官  
フリチョフ・ナンセン

## UNHCRと日本

1991年から2000年まで、緒方貞子氏が第8代国連難民高等弁務官として難民問題の解決に力を尽しました。緒方氏は次のように話しています。

「若い方々は覚えていないかもしれませんが、両親、祖父母の頃は戦争後で、非常に貧乏で苦しい時代があったわけです。外国

UNHCR/P.Mountzis



ザイールのルワンダ難民キャンプを訪問する  
緒方貞子第8代国連難民高等弁務官(1995年)

から戻ってきた人たちもたくさんいた。そういう人たちを何とか市民レベル、コミュニティレベルで受け入れ、下からの積み上げということが随分あったと思います。もちろん、そのころの政府も、ある程度の安全を確保しよう、もっとオープンで民主的な社会を作ろう、ということはあったのですが。ともかく立ち直ったという経験を持っている日本としては、立ち直っていかなければならない世界の多くの国々に対して、もっともっと自分の問題として手伝ってあげるといった責任があると私は思っています。」(2002年8月1日金沢文化ホールでの講演『難民と平和 人間の安全保障とは』より引用)

## 世界の難民にご支援を...

日本各地で、自然災害が発生すると、被災者に水や食糧、毛布などを届けようとするボランティアが活躍します。困っている人々を助けようとする皆様の温かい心を、世界の他の地域で支援を待っている難民にも向けていただくことはできないでしょうか。

日本だけが平和でいられなくなった今だからこそ、世界全体の明るい未来のために、皆様の大切な遺産を難民支援活動にご寄附されることをご検討いただければ幸いです。



UNHCR / K.McKinsey

ウガンダ北部のスーダン難民キャンプを訪問するアントニオ・グテーレス第10代国連難民高等弁務官(2005年)

特定非営利活動法人  
日本UNHCR協会

# ご自身の遺産のご寄附について(遺贈)

「遺贈」とは、遺言によりご自分の財産の全額または一部を特定の人や団体に贈与することです。その受取人としてUNHCRの公式寄附窓口である日本UNHCR協会をご指定いただくことにより、世界の難民に支援の手を差し伸べ、世界平和に役立てていただくことができます。

遺言書を残されない場合には、財産は法律によって定められた法定相続人に、定められた割合で相続されます。(注1、2を参照)法定相続人がいない場合には、遺産は原則として国のものになります。ご寄附をお考えの場合は遺言が必要となります。遺言書を作成された後に状況の変化、心境の変化があった場合は、いつでも遺言の全部または一部を変更することができます。新しい遺言書を作成し、以前の遺言を取り消す旨を記載したり遺言書を破棄することにより、遺言を取り消すことができます。

## 注1) 法定相続分

相続人の順位

1. 配偶者と子(または子の直系卑属)
2. 両親等の直系尊属(子またはその直系卑属がない場合のみ)
3. 兄弟姉妹(子またはその直系卑属も直系尊属もない場合のみ)

相続人の法定相続分(例)

- 第1順位の相続人: 配偶者...1/2 子...1/2  
第2順位の相続人: 配偶者...2/3 直系尊属...1/3  
第3順位の相続人: 配偶者...3/4 兄弟姉妹...1/4

## 注2) 遺留分

遺言者が自分の財産の配分を決めていても相続財産の最小限度だけは一定範囲の近親者に確保しておこうとする制度があり、このようにして留保される相続財産の一定割合を遺留分といいます。

相続人が配偶者と子またはその直系卑属の場合、もしくはそのどちらかだけの場合、相続財産の1/2。

相続人が直系尊属だけの場合、相続財産の1/3。

兄弟姉妹には遺留分がありません。

## 遺贈によるご寄附の手順

日本UNHCR協会にご連絡ください。ご希望の場合は提携信託銀行をご紹介します。

相談

### 信託銀行の専門家に相談をする

遺贈を含む遺言書作成に関して財産コンサルタント等の専門スタッフに相談します。

### ご自分で専門家に相談をする

弁護士・司法書士等の専門家に遺言書の作成に関する相談をします。

遺言書の作成

自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の中から一番ご自分に合った方法を選択し、遺言書を作成します。信託銀行の遺言信託業務を利用して遺言書を作成することもできます。

自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の中から一番ご自分に合った方法を選択し、遺言書を作成します。公正証書遺言の場合は公証役場へ行き、公証人と事前に相談します。当日は証人2人以上立ち会いのもと、公証人に遺言を筆記してもらいます。

遺言書の保管・管理

信託銀行が遺言書の保管と管理を行います。信託銀行が遺言内容・財産・相続人・受遺者等の変動について毎年定期的に遺言者本人に照会します。

公正証書遺言の場合は公証役場で遺言書の原本が保管されます。遺言書は日本公証人連合会の検索システムに登録され、逝去後、親族などの利害関係人からの問い合わせがあればその有無はわかります。

遺言書の執行

信託銀行が相続人から逝去の通知を受け次第、遺言の内容を執行します。遺産の調査・収集・財産目録の作成、遺産の管理、遺産の名義書換・処分、相続人・受遺者への財産配分等、遺言執行内容が信託銀行から相続人等に報告されます。

公正証書遺言に指定された遺言執行者がある場合は相続人から逝去の通知を受け次第、遺言の内容を執行します。

相続・遺贈の実行

相続人への遺産相続および日本UNHCR協会へのご寄附

## 遺言書の種類

遺言書の種類	作り方	利点	欠点	備考・注意事項
じひつしょうしょゆいごん 自筆証書遺言	遺言者が自ら全文・日付・氏名を手書きし、捺印する	ひとりで手軽に作れる 内容も遺言書の存在自体も秘密にしておくことができる	作成方法や内容に不備があると無効になる可能性がある 遺言書が発見されない可能性がある 遺言者が亡くなった後、家庭裁判所での「検認」が必要	日付がなければ無効になる 実印を使用するのが望ましい 訂正・変更がある場合は全面的に書き直した方がよい 第三者に保管してもらった方がよい
こうせいしょうしょゆいごん 公正証書遺言	2人以上の証人立ち会いのもとで公証人に遺言の主旨を口頭または書面で伝え、公証人がそれを筆記し各々が署名・捺印する	公証人を介することで遺言書の不備がなく、法的有効性が確保される 遺言書が公証役場に保管されるので紛失・変造の心配がない 自書できない人でも可能 遺言者が亡くなった後、家庭裁判所での「検認」が不要	手数料が必要 証人2人を確保することが必要	証人は未成年者、相続人、受遺者およびそれぞれの配偶者や直系血族のどれにも該当しないこと
ひみつしょうしょゆいごん 秘密証書遺言	遺言者が自らまたは第三者の書いた遺言書に署名・捺印し、封をして遺言書と同じ印鑑で封印する 2人以上の証人立ち会いのもとで、封書を公証人に提出し、各々署名・捺印する	内容を秘密にすることができる 謄本が公証役場に保管されるため紛失の心配がない	手数料が必要 証人2人を確保することが必要 公証人が内容を確認することができないため行政書士などの専門家に相談しないと法的有効性が確保されにくい 遺言者が亡くなった後、家庭裁判所での「検認」が必要	訂正・変更がある場合は全面的に書き直した方がよい 証人は未成年者、相続人、受遺者およびそれぞれの配偶者や直系血族のどれにも該当しないこと

遺言書には上記3つの種類があり、ご自分に合った方法を選択することができますが、紛失や内容不備の心配がなく一番確実にご意思を実現できる手段として、公正証書遺言をお勧めいたします。

### 公正証書遺言の例

<p>この証書は、平成 年 月 日、本公証人が東京都 区 町 丁目 番 号の本公証役場において民法第969条第1号ないし第4号所定的方式に従って作成し、同条第5に基づいて次に署名する。</p> <p>東京都 区 町 丁目 番号 東京法務局所属 公証人 印</p>	<p>以上遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自この筆記の正確なことを承認し、次に署名捺印する。</p> <p>印 印 印</p>	<p>以上は印鑑証明の提出により、人違いでないことを証明させた。</p> <p>東京都 区 町 丁目 番号 職業 証人 (昭和 年 月 日生)</p> <p>東京都 区 町 丁目 番号 職業 証人 (昭和 年 月 日生)</p> <p>東京都 区 町 丁目 番号 職業 証人 (昭和 年 月 日生)</p>	<p>本旨外用件</p> <p>東京都 区 町 丁目 番号 職業 遺言者 (昭和 年 月 日生)</p> <p>第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として次の者を指定する。 東京都 区 町 丁目 番号 弁護士 (昭和 年 月 日生)</p> <p>第2条 遺言者は、遺言者の長男(平成 年 月 日生・住所 東京都 区 町 丁目 番 号)に次の財産を相続させる。 1 (財産の内容) 2 (財産の内容)</p> <p>第3条 遺言者は、特定非営利活動法人日本UNHCR協会(東京都渋谷区神宮前5丁目53番70号)に次の財産を遺贈する。 1 (財産の内容) 2 (財産の内容)</p>	<p>遺言公正証書</p> <p>本公証人は、遺言者 の囑託により、証人 ・証人の立会いのもとに次のとおり遺言の口述を筆記し、この証書を作成する。</p> <p>第1条 遺言者は、遺言者の妻(昭和 年 月 日生・住所 東京都 区 町 丁目 番 号)に次の財産を相続させる。 1 (財産の内容) 2 (財産の内容)</p> <p>第2条 遺言者は、遺言者の長男(平成 年 月 日生・住所 東京都 区 町 丁目 番 号)に次の財産を相続させる。 1 (財産の内容) 2 (財産の内容)</p> <p>第3条 遺言者は、特定非営利活動法人日本UNHCR協会(東京都渋谷区神宮前5丁目53番70号)に次の財産を遺贈する。 1 (財産の内容) 2 (財産の内容)</p>
---	---	---	--	--

### 公正証書遺言作成に必要な書類等

- 遺言の内容が具体的にわかるメモ
- 遺言者の実印および発行後6カ月以内の印鑑証明書
- 戸籍謄本
- 相続人の住民票
- 遺贈を受ける団体の登記簿(個人の場合は住民票)
- 不動産の登記簿謄本および固定資産税評価証明書、または不動産の個別価格が分かる納税通知書
- 預金通帳、保険証券、株券などの債券証書のコピー
- 証人2人の氏名・生年月日・住所・職業がわかるメモおよび各々の認印、住民票
- 遺言執行者の氏名・生年月日・住所・職業がわかるメモ、住民票

## 税の優遇措置

皆様からのご寄附は寄附金控除の対象となります

日本UNHCR協会は認定NPO法人として国税庁から認可を受けておりますので、皆様から遺贈としていただきましたご寄附は寄附金控除等の対象となります。必要な手続きをお取りいただくことによって、税法上の特例措置が受けられます。

## 相続財産のご寄附

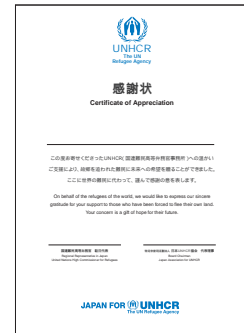
遺産のご寄附には相続税がかかりません

### ご遺族の意向によるご寄附

ご遺族の方が相続によって受け継いだ財産を、申告期限内に日本UNHCR協会にご寄附いただいた場合、ご寄附いただいた財産には相続税がかかりません。相続税の申告期限は故人がお亡くなりになった日の翌日から10カ月以内です。申告期限内に日本UNHCR協会への手続きを済ませ、日本UNHCR協会が発行する「領収証」を添付して申告してください。「領収証」にはご寄附の受領年月日、明細、難民支援のための特定非営利活動へのご寄附である旨が記載されます。

### 感謝状をお贈りいたします

大切な遺産やご家族からの相続財産を、国連の難民援助活動にご寄附いただきましたら、皆様のご支援を受けた難民の人々に代わり、感謝状を贈らせていただきます。ささやかではありますが、感謝の気持ちをお受け取りください。



## お香典のご寄附

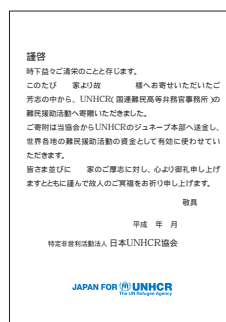
ご葬儀に寄せられたお香典を寄附する

### お香典返しとして

葬儀へ寄せられたお香典に対し感謝の気持ちとして「お香典返し」をされる場合、一般的に、タオルやテレホンカードなど日用品を送られることが多いですが、最近ではお香典の一部を慈善団体等に寄附をすることによってお香典返しを省略される方も多くなってきました。ご遺族の皆様のお志によりお香典を日本UNHCR協会へご寄附いただいた場合は、お香典返しの代わりとして世界の難民援助活動への支援に替えさせていただいた旨を記した御礼カード（下参照）をご希望数をご用意いたします。

ご遺族からお香典をお寄せくださった会葬者の皆様へお送りになるご挨拶状に同封してお使いください。

#### 御礼カード例



## 皆様のご寄附でできること(例)



**10万円**  
緊急キット(テント/食器/  
ナベ/ポリバケツ など)  
4家族分

UNHCR / K. McKinsey



UNHCR / M. Brook

**50万円**  
浅井戸 6本



**100万円**  
帰還難民一家の  
住宅再建 10戸

UNHCR / N. Behring



UNHCR / W. Stone

**300万円**  
学校建設 1校

**500万円**  
医師5人の雇用  
1年間



UNHCR / L. Slezic

\* 難民援助活動の費用は、  
地域やプログラムによって  
変動します。



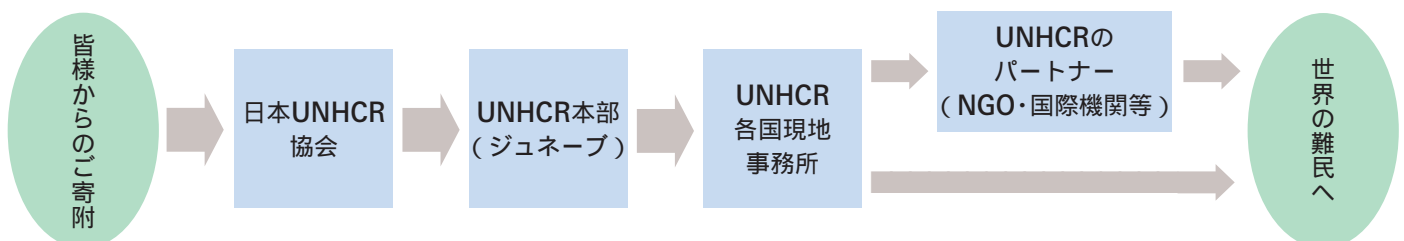
UNHCR / R. Hakozaki

**1300万円**  
給水トラック(1万8000リットル) 1台

### 寄附金の流れ

皆様からいただいたご寄附はこのようにして難民のために役立てられます

皆様からのご寄附は日本UNHCR協会を通して、スイスのジュネーブにあるUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)本部へ送金されます。難民が支援を待っている各国のUNHCR現地事務所またはUNHCRのパートナーであるNGO(非政府組織)や国際機関を通して難民援助活動に役立てられます。



ユー エヌ エイチ シー アール  
**UNHCR**  
国連難民高等弁務官事務所

UNHCR



UNHCRは人道的立場から、紛争などによって国籍国の保護を失った難民に国際的な保護を与え、同時に食糧・医療・住居・生活用品・飲料水・教育などの援助と難民問題解決への働きかけを任務としています。有史以前から存在したとされる難民問題ですが、近代になり、それが顕著に現われたのは20世紀初頭のヨーロッパでした。第1次世界大戦やロシア革命で多くの人々が故郷を追われました。そのような事態に対処すべく、国際連盟は1921年、北極探検で有名なノルウェーのフリョフ・ナンセンを初の「難民高等弁務官」に任命。難民の保護・援助活動を推進しました。その後、1951年、現在のUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が国連の難民支援機関として活動を開始しました。設立から約半世紀で支援してきた難民は5000万人以上に上ります。UNHCRはその難民支援活動に対し、1954年と1981年、ノーベル平和賞を受賞しました。現在、本部はスイスのジュネーブにあり、世界120カ国以上で支援活動を展開しています。1991年から2000年の10年間、緒方貞子氏が国連難民高等弁務官を務めました。

**日本UNHCR  
協会**

日本では、UNHCR駐日事務所が民間からの寄附窓口も務めていましたが、より広く民間からの支援を呼びかけるために2000年10月UNHCRの国内委員会として、特定非営利活動法人 日本UNHCR協会が設立されました。日本UNHCR協会はUNHCR駐日事務所と連携し、日本における寄附窓口として、募金・広報活動を展開しています。日本UNHCR協会にお寄せいただいたご寄附は随時、ジュネーブのUNHCR本部へ送金されます。また、難民教育基金への寄附窓口も務めています。当協会は国税庁から認定NPO法人の資格を取得しておりますので、皆様からのご寄附は寄附金控除の対象となります。

**難民教育基金 Refugee Education Trust**

2000年12月にUNHCR50周年記念事業として創設され、UNHCRと協力しながら難民キャンプにおいて中・高等教育支援事業を展開しています。緒方貞子第8代国連難民高等弁務官が名誉会長を務めています。本部はジュネーブにあります。

お問い合わせは...

特定非営利活動法人

**日本UNHCR協会**

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル(UNハウス)6F

Tel: 03-3499-2450 Fax: 03-3499-2273 Eメール: [info@japanforunhcr.org](mailto:info@japanforunhcr.org)

URL: <http://www.japanforunhcr.org>

**UNHCRの活動例**

UNHCR / H. Caux



難民キャンプへの移送

UNHCR / H. Caux



テントの供給

UNHCR / H. Caux



生活物資の供給

UNHCR / N. Behring



帰還民の住宅再建

UNHCR / L. Merieau



難民キャンプ内の教育

UNHCR / H. Caux



難民キャンプ内の医療